

国立国会図書館の発注する工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領

(平成 14 年 9 月 2 日国図管第 96 号)

改正 平成 15 年 7 月 31 日国図管第 71 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日国図管 1203301 号

改正 令和 4 年 6 月 27 日国図管 2206271 号

1 指名停止

- (1) 総務部会計課長(以下「会計課長」という。)は、有資格者(衆議院議長の所掌に係る契約事務取扱規程(平成 14 年 6 月 27 日議長決定。以下「規程」という。)第 10 条第 1 項の規定に基づき工事の契約の競争に参加する資格を有する者をいう。)が別表第 1 及び別表第 2 の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、それぞれ別表各号に定めるところにより、情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。
- (2) 契約担当官等(規程第 2 条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。)は、工事の請負契約のため指名を行うに際し、1(1)の規定により指名停止を受けている有資格者を指名してはならない。指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

2 下請負人及び共同企業体に関する指名停止

- (1) 会計課長は、1(1)の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- (2) 会計課長は、1(1)の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- (3) 会計課長は、1(1)又は2(1)及び(2)の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

3 指名停止の期間の特例

- (1) 有資格者が一の事業により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。
- (2) 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の 2 倍(当初の指名停止の期間が 1 力月に満たないときは 1.5 倍、別表第 2 第 10 号の措置要件に該当することとなったときは 2.5 倍)の期間とする。

- ア 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
- イ 別表第2第1号若しくは第2号又は第3号から第10号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号若しくは第2号又は第3号から第10号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)。
- (3) 会計課長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、3(1)及び(2)並びに4(1)から(3)までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- (4) 会計課長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- (5) 会計課長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、3(1)から(4)まで及び4に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第2第10号に該当し、かつ、当初の指名停止の期間が満了しているときは、当初の指名停止の期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止の期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
- (6) 会計課長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

4 独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例

会計課長は、1(1)の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各項のいずれかに該当することとなった場合(3(2)の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各項に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合又は国立国会図書館職員が談合があると疑うに足りる事實を得た場合で、有資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号、第7号、第9号又は第10号に該当したとき

それぞれ当該各号に定める短期の2倍(別表第2第10号に該当したときは、2.5倍)の期間

(2) 別表第2第3号から第10号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者（独占禁止法第7条の3第2項の各号のいずれかに該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前項に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第10号に該当する有資格者にあっては、2.5倍）の期間

(3) 別表第2第3号から第5号まで又は第10号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき（前2項に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第10号に該当する有資格者にあっては、2.5倍）の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号から第5号まで又は第10号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（前各項の規定に該当することとなった場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期に1カ月（別表第2第10号に該当する有資格者にあっては、1.5カ月）を加算した期間

(5) 国立国会図書館又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から第10号までに該当する有資格者に悪質な事由があるとき（4(1)又は(2)の規定に該当することとなった場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期に1カ月（別表第2第10号に該当する有資格者にあっては、1.5カ月）を加算した期間

5 指名停止の通知

- (1) 会計課長は、1(1)若しくは2(1)から(3)までの規定により指名停止を行い、3(5)の規定により指名停止の期間を変更し、又は3(6)の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なくそれぞれ様式第1、様式第2又は様式第3により通知するものとする。
- (2) 会計課長は、5(1)の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が国立国会図書館の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

6 隨意契約の相手方の制限

- (1) 契約担当官等は、6(2)の場合を除き、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。
- (2) 契約担当官等は、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 4 項に規定する場合は、あらかじめ会計課長の承認を受けて指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができます。
- (3) 会計課長は、6(2)の承認をしたときは、様式第 4 により議長に報告するものとする。

7 下請等の禁止

契約担当官等は、指名停止の期間中の有資格者が当該契約担当官等の契約に係る工事を下請けし、又は受託することを承認してはならない。

8 指名停止の報告

会計課長は、1(1)若しくは 2(1)から(3)までの規定により指名停止を行い、3(5)の規定により指名停止の期間を変更し、又は 3(6)の規定により指名停止を解除したときは、それぞれ様式第 5、様式第 6 又は様式第 7 により議長に報告するものとする。

9 指名停止に至らない事由に関する措置

会計課長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この要領は、平成 14 年 9 月 2 日から施行し、同月 1 日から適用する。

附 則(平成 15 年 7 月 31 日国図管第 71 号)

この要領は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日国図管 1203301 号)

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 6 月 27 日国図管 2206271 号)

この要領は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別表第1

国立国会図書館発注工事において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載)	
1 国立国会図書館の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格審査申請書、競争参加資格審査資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内
(過失による粗雑工事)	
2 国立国会図書館が締結した請負契約に係る工事(以下「館発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(引き渡され、又は工事が終了した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるが、その程度が軽微であると認められるときを除く。)。	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内
3 前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月以内
(契約違反)	
4 第2号に掲げる場合のほか、館発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 館発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内

<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 館発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内</p>
---	--

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄) <p>1 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が国立国会図書館の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>(2) 有資格者である法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 有資格者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	逮捕又は公訴を知った日から 4ヵ月以上12ヵ月以内 3ヵ月以上9ヵ月以内 2ヵ月以上6ヵ月以内 逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内 2ヵ月以上6ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内
(独占禁止法違反行為) <p>3 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第10号に掲げる場合を除く。）。</p>	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内

<p>4 館発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(第10号に掲げる場合を除く。)。</p>	<p>当該認定をした日から 3ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>5 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(第10号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>刑事告発を知った日から 1ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>6 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第10号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 1ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>7 館発注工事に関し、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第10号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>8 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第10号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>9 館発注工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p> <p>10 館発注工事に関し、次の(1)又は(2)に掲げる事由に該当することとなつたとき(当該工事に政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から 6ヵ月以上36ヵ月以内</p>

<p>第 23 号) の適用を受けるものが含まれる場合に限る。)。</p> <p>(1) 独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、刑事告発を受けたとき (有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。)。</p> <p>(2) 有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(建設業法違反行為)</p> <p>11 有資格者が、建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) の規定に違反したことが判明し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき (次号に掲げる場合を除く。)。</p> <p>12 館発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>13 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>14 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 2 カ月以上 9 カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内</p>
---	---

様式第1

国国会 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

国立国会図書館総務部会計課長名 印

指名停止通知書

この度、貴 が(の) ことは、誠に遺憾である。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。(今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。)

記

- 1 指名停止の期間
- 2 指名停止の理由

(注)

- 1 には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 は、5(2)の適用がある場合に使用する。
- 3 には、指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
- 4 には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

様式第2

国国会 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

国立国会図書館総務部会計課長名 印

指名停止期間変更通知書

先に、 年 月 日付け国国会 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

(注) 必要に応じ適宜項目を加除して使用するものとする。

様式第3

国国会 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

国立国会図書館総務部会計課長名 印

指名停止解除通知書

先に、 年 月 日付け国国会 号をもって貴社の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知する。

様式第4

国国会 号
年 月 日

衆議院議長 殿

国立国会図書館総務部会計課長名 印

指名停止の期間中の有資格者との随意契約の承認について

工事名及び施工場所	
工事種別	
契約の相手方	
契約予定年月日及び予定期	

上記工事の請負契約については、下記の理由により、指名停止の期間中の有資格者と随意契約を締結することを承認したので報告する。

記

理由

様式第5

国国会 号
年 月 日

衆議院議長 殿

国立国会図書館総務部会計課長名 印

指名停止報告書

商号又は名称	
代表者氏名	
住所	
登録工事種別、等級及び当該等級における順位	
指名及び契約の実績	

上記有資格者について、「国立国会図書館の発注する工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成14年国図管第96号)別表第 第号の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行ったので報告する。

記

- 1 指名停止の期間
- 2 指名停止の理由
- 3 備考（他機関の見解等）

(注)

には、3(1)から(4)までの規定により指名停止の期間を定めた場合にはその旨も記載する。

様式第6

国国会 号
年 月 日

衆議院議長 殿

国立国会図書館総務部会計課長名 印

指名停止期間変更報告書

商号又は名称	
代表者氏名	
住所	

上記有資格者については、先に 年 月 日付け国国会 号をもつて指名停止を行った旨を報告したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので報告する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

(注) 必要に応じ適宜項目を加除して使用するものとする。

様式第7

国国会 号
年 月 日

衆議院議長 殿

国立国会図書館総務部会計課長名 印

指名停止解除報告書

商号又は名称	
代表者氏名	
住所	

上記有資格者については、先に 年 月 日付け国国会 号をもつて指名停止を行った旨を報告したところであるが、この度、下記の理由により、当該指名停止を解除したので報告する。

記

理由